

栃木県開発審査会運営規程（平成 11 年 2 月 26 日栃木県開発審査会決議第 3 号）新旧対照表

改 正 後	改 正 前
別表（栃木県開発審査会運営規程第 4 条関係） 1～29 略 30 地域再生等のための既存建築物の用途変更 申請内容が次のすべての要件に該当するものであること。 (1) <u>用途変更を行おうとする建築物は、専用住宅以外の用途で建築された建築物であつて、次のいずれかに該当するものであること。</u> ア <u>線引き前から存する建築物</u> イ <u>法第 29 条又は法第 43 条に基づく許可を受けて建築された建築物</u> ウ <u>法第 29 条又は法第 43 条に基づく許可を要しないものであって、適法に建築された建築物</u> (2) <u>建築後おおむね 10 年以上が経過したもので、用途変更を行うことについてやむを得ない事由があること。</u> (3) <u>当該建築物の変更後の用途は、次のすべての要件に該当するものであること。</u> ア <u>周辺の市街化を促進するおそれがない等、市町の都市計画の観点から支障がないこと。</u> イ <u>当該建築物が存する市街化調整区域に居住する者の福祉の充実や雇用の促進等、地域再生や既存コミュニティの維持又は活性化に寄与するものであること。</u> ウ <u>集客性の高い施設には該当しないこと。ただし、当該建築物が存する市町の都市計画マスタープラン等に位置付けられたものについてはこの限りでない。</u> (4) <u>上記(3) に該当するものであることについて、当該建築物が存する市町長の意見書が付されていること。</u> (5) <u>当該建築物の土地は、次のすべての要件に該当するものであること。</u> ア <u>幅員 6 m 以上の国道、県道又は市町村道等に接していること</u> イ <u>当該道路に周長の 6 分の 1 以上、又は 10m 以上接していること。</u> ウ <u>当該道路は袋路状でないこと。</u> (6) <u>用途変更に伴う開発行為や当該建築物の増改築は、原則として行わないこと。ただし、やむを得ない理由から増改築を行う場合にあっては、従前の延床面積の 1.5 倍を上限とする。</u> 備考 略	別表（栃木県開発審査会運営規程第 4 条関係） 1～29 略 (新設) 備考 略